

令和8年度

安宅林国有林外松くい虫防除事業

閱 覧 図 書

添付書類

1. 入札者注意書
2. 契約書(案)
 - (1) 事業内訳書
 - (2) 作業仕様書総則
 - (3) 作業仕様書等
 - (4) 事業位置図等
3. 契約情報の公表

石川森林管理署

(素材生産及び造林事業)

入札者注意書

入札者（代理人を含む。以下同じ。）は、入札公告、入札説明書、仕様書、契約書案及び本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知のうえ、入札してください。

1. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
2. 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
3. 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
4. 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉にすること。
ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成すること。
5. 入札書には、入札者が消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
6. 入札者は、入札書提出前に競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。
7. 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
8. 入札・開札の時刻は、入札会場の時計に基づく。
9. 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
10. 次の各号の一に該当する入札書は、これを無効とする。
 - (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
 - (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
 - (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
 - (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
 - (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
 - (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
 - (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
 - (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
 - (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書

- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
 - (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
 - (12) 入札保証金（その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。）の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
 - (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
 - (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - (15) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙）について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - (16) その他入札に関する条件に違反した入札
11. 一旦提出した入札書は、引き換え、変更又は取り消しをすることができない。
 12. 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札の無効の申し出があっても受理しない。
 13. 開札は、入札者の面前で行う。ただし、入札者が立ち会わない時は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札する。
 14. 開札の結果、予定価格に達するものがない場合は、再度の入札を行うことがある。その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
 15. 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて、著しく不相当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1)の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4) (1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
 16. 落札となるべき同価格（総合評価落札方式による場合は「同評価値」）の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格（同評価値）の入札をした者のうち、くじを引かない者、入札に立ち会わない者があるときは、これに代わつて入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。
 17. 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
 18. 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

19. 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
20. 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めるときは、入札の執行を中止する。
21. このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

別紙

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

(案)

松くい虫防除事業請負契約書

- 1 事業名 安宅林国有林外松くい虫防除事業
- 2 事業場所 石川県小松市 安宅林国有林
石川県加賀市 浜山国有林 (別紙図面のとおり)
- 3 事業量 別紙事業内訳書のとおり
- 4 事業期間 契約締結日の翌日から
令和8年7月17日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
(うち取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)額
金 円也)
〔注〕 () の部分は、請負者が課税業者である場合に使用する。
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
(適用されるものは○印、削除されるもの×印。)

適用削除の区分	選択事項	選択条項
×	契約保証金の納付	第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供	第4条第1項第2号
×	銀行、甲が确实と認める金融機関等の保証	第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証	第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結	第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品	第15条
×	前金払 分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払	第35条第4項
	部分払 回以内	第38条
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則	第40条

(注) 国庫債務負担行為に係る契約にあつては、別紙を添付する。

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日

8 特約事項

- (1) 請負代金は近畿中国森林管理局において支払うものとする。
- (2) 使用材料は書面により報告し、必ず監督職員の確認を受けること。
- (3) 暴力団排除に関する特約条項は別紙のとおり。

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和8年3月9日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 住所 石川県金沢市朝霧台2丁目21番地
分任支出負担行為担当官
石川森林管理署長 飛鳥井幸彦 印

請負者 住所
氏名 印

[注] 請負者が共同事業体を結成している場合においては、請負者の住所及び氏名の欄には、共同事業体の名称並びに共同事業体の代表者及びその他の構成員の住所及び氏名を記入する。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- (表明確約)

第3条 乙は、第1条各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自らが、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

事業内訳書

森林事務所	作業種	事業期間	国有林	林小班	記番	数量	摘要	
小松	地上散布	契約締結日の翌日から 令和8年7月17日まで (散布予定日は※1散布 予定日一覧表による。)	安宅林	69い外	1	3.92	ha 散布回数：3回 使用薬剤：薬剤購入仕様書①	
				69い外	2	0.69		散布回数：3回 使用薬剤：薬剤購入仕様書②
				69ろ2外	3	52.70		
			浜山	81ぬ3外	4	0.47		散布回数：2回 使用薬剤：薬剤購入仕様書②
	合 計					57.78	ha	
	作業道等刈払		安宅林	69ろ1外	5	7,170	m ・両側1m：2,340m (0.47ha) 道幅3m：4,830m (1.45ha) ・枝払作業含む	

※1 散布予定日一覧表

実施回	散布予定日	予備日
1回目	令和8年5月19日(火)	令和8年5月20日(水)
		令和8年5月21日(木)
		令和8年5月22日(金)
2回目	令和8年6月2日(火)	令和8年6月3日(水)
		令和8年6月4日(木)
		令和8年6月5日(金)
3回目	令和8年6月23日(火)	令和8年6月24日(水)
		令和8年6月25日(木)
		令和8年6月26日(金)

作業仕様書総則

- 1 近畿中国森林管理局管内の造林関係請負事業の実施に当たっては、この作業仕様書、特記仕様書、造林事業請負標準仕様書、造林事業請負実行管理基準及び図面（以下、「設計図書」という。）に基づき実施するものとする。
- 2 実行記録写真は、造林事業請負実行管理基準に定める実行記録写真の撮影要領に基づき撮影することとするが、一連の記録写真は契約の記番毎に1箇所以上撮影するものとする。
- 3 設計図書に基づき調達した材料の使用に当たっては、その使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。
- 4 造林事業請負標準仕様書第21条における事故とは、4日以上の上休を要する労働災害、第三者に及ぼした事故及び第三者から受けた事故とする。
監督職員が指示する様式（事故報告書）は、別に定める「請負事業事故報告書」とする。
- 5 本事業の実施に必要な諸作業で、設計図書に明記していないものは、乙において実施し、その費用は乙の負担とする。

松くい虫地上散布仕様書

- 1 薬剤の使用に当たっては、その散布方法、使用量等について、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し安全かつ適正な使用に努めること。また、実施の細部については、監督職員の指示に従うこと。
- 2 散布用器具は、動力噴霧機を使用し、松の樹冠部全面にむらまきとならないよう、かつ薬液がしたたり落ちる程度に十分散布すること。
- 3 降雨直後、散布直後に降雨が予想される場合、並びに強風の場合は、散布を行わないこと。
- 4 散布に当たっては、あらかじめ監督職員に連絡し、立会を求めること。

松くい虫地上散布特記仕様書

(作業区域)

- 1 作業現地を図面等により確認し、疑義があるときは監督職員の指示を受けること。

(使用薬剤・器具等)

- 2 散布薬剤の種類・数量は、松くい虫地上散布薬剤購入仕様書①及び②のとおりとする。
- 3 散布薬剤の希釈倍率は、上記2に基づき購入した薬剤の使用方法に基づくこととする。なお、希釈倍数に幅があるときは、松くい虫地上散布薬剤購入仕様書①の製品は下限を、松くい虫地上散布薬剤購入仕様書②の製品は上限を適用すること。

例：【薬剤購入仕様書①】

製造会社の規定する希釈倍数が150～200倍の場合：150倍を適用

【薬剤購入仕様書②】

製造会社の規定する希釈倍数が100～200倍の場合：200倍を適用

- 4 散布量は薬剤の種類に関わらず、希釈後の液量で1haあたり600ℓとする。
- 5 散布回数は、事業内訳書の記番1及び2の区域については3回、記番3及び4の区域は2回とする。
- 6 散布用器具は、動力噴霧機を使用し、松の樹冠部全面にむらまきとならず、薬液がしたたり落ちる程度に十分散布すること。なお、動力噴霧機による散布で十分な効果が得られない場所については、ノズルガンにより散布すること。
- 7 散布作業中に監督職員からノズルガンによる散布指示があった場合に備え、散布当日はノズルガンがいつでも使用できるよう準備しておくこと。
- 8 散布にあたっては、あらかじめ一定の面積に対する所定薬液量を散布し、目安をつけたうえで作業に着手すること。

(作業の日程等)

- 9 実施日時の決定及び関係機関との調整、地元住民への周知は甲が行うこととする。ただし、乙の責により日時を変更しようとするときは、監督職員と調整すること。また、この場合の関係機関及び地元住民への調整及び周知については乙が行うこと。

(薬剤散布の付帯作業)

- 10 薬剤の希釈等、散布に使用する清水については、請負者で調達すること。
- 11 散布に際しては、散布箇所近傍に駐車する車両をビニールシートで覆い、車両に薬剤がかからないよう措置を講じること。駐車車両による区域の変更は認めない。
- 12 地上散布作業 1 週間前には別紙 1 を参考に周知看板を設置すること。また、散布当日は安全誘導員を配置し、一般者の入林を規制すること。配置箇所については、1 回目及び 2 回目の散布は別紙図面 1-1・1-2、3 回目の散布は別紙図面 2 のとおりとする。
- 13 上記 12 に加えて、安宅林国有林における地上散布作業中には、散布車の前後に交通誘導警備業務検定の資格を有する交通誘導員を配置すること。
- 14 上記 12 及び 13 の数量、設置時間等については別紙 2 のとおりとする。
- 15 使用済み容器は、購入先に廃棄処分を依頼するか産業廃棄物として処分すること。購入先に廃棄処分を依頼する場合は、その旨を証明する書類（契約書等）を監督職員に提出すること。産業廃棄物として廃棄処分する場合は、県または市町村が認定している処分場において処分することとし、適切に処理したことを証明する書類（マニフェスト等）を監督職員に提出すること。

(既設作業道等の原状回復)

- 16 すべての作業終了後、監督職員に作業道等修繕の要否の確認を受けること。確認の結果、修繕が必要と判断された場合は、監督職員と修繕する箇所及び方法を協議し、乙の責において修繕すること。
- 17 碎石の品質・規格については、監督職員と協議のうえ決定すること。作業の実施にあたっては監督職員の指示に従うこと。
- 18 碎石を搬入した際は、伝票等により速やかに監督職員の確認を受けること。また、着手前、作業状況及び完了後の写真を撮影し完了届に添付のうえ提出すると共に、監督職員との立会確認を受けること。

(安全衛生)

- 19 薬剤の散布作業中は、マスク・手袋・長袖上着・保安帽を着用して、露出部を少なくし、保護メガネ及び雨合羽を着用すること。
- 20 皮膚に薬剤が付着したとき及び作業終了後は、石けん等で露出部をよく洗うとともにウガイをすること。
- 21 人家、桑畑等の危被害対象物の付近で散布するときは、薬液の区域外への飛散や流失状況を常に監視し、第三者に損害を及ぼさないよう十分注意するとともに、人や家畜類を近寄らせないように注意すること。

作業道等刈払特記仕様書

- 1 地上散布の準備作業として、作業道等刈払を行うこと。実施箇所については別紙図面3のとおりとする。作業の対象は林内作業道等の延長 7,170m (1.92ha) である。赤線で示した箇所は両側 1 m、緑線で示した箇所は道幅 3 mを刈払うこと。また、林縁木の枝が作業道等に張り出している箇所については、地上 3 m付近まで枝払いを行うこと。作業時期やその他疑義がある場合は監督職員と協議の上決定し、作業を実施すること。

松くい虫地上散布薬剤購入仕様書①

1 購入薬剤

- (1) 農薬の用途 松くい虫駆除用薬剤
- (2) 人畜毒性 普通物
- (3) 適用木名 マツ生立木
- (4) 適用病害虫名 マツノマダラカミキリ成虫
- (5) 剤 型 乳剤
- (6) 有効成分 M E P

2 散布面積

3.92ha(事業内訳書記番1の区域(3回散布))

3 薬剤数量

松くい虫地上散布特記仕様書3及び4に記載された希釈、散布方法に必要な量

4 注意事項

- (1) 上記の品質・特性を有し、農薬登録済みの薬剤とする。
- (2) 薬剤は、使用材料承認願(別添様式1)を監督職員に提出し、承認されたものを購入すること。また、監督職員の確認を受けてから使用すること。
- (3) 納品書(写)を監督職員に提出すること。
- (4) 薬剤の輸送等は、容器の破損等に留意し適切に取り扱うこと。
- (5) その他必要事項については監督職員の指示によること。

松くい虫地上散布薬剤購入仕様書②

1 購入薬剤

- (1) 農薬の用途 松くい虫駆除用薬剤
- (2) 人畜毒性 普通物
- (3) 適用木名 マツ生立木
- (4) 適用病害虫名 マツノマダラカミキリ成虫
- (5) 剤 型 液剤
- (6) 有効成分 チアクロプリド

2 散布面積

- 0.69ha(事業内訳書記番2の区域(3回散布))
- 52.7ha(事業内訳書記番3の区域(2回散布))
- 0.47ha(事業内訳書記番4の区域(2回散布))

3 購入を認めない薬剤の特性

- (1) 有効成分がMEPの薬剤
- (2) 製品名が乳剤、油剤、MC(マイクロカプセル)の薬剤

4 薬剤数量

松くい虫地上散布特記仕様書3及び4に記載された希釈、散布方法に必要な量

5 注意事項

- (1) 上記の品質・特性を有し、農薬登録済みの薬剤とする。
- (2) 薬剤は、使用材料承認願(別添様式1)を監督職員に提出し、承認されたものを購入すること。また、監督職員の確認を受けてから使用すること。
- (3) 納品書(写)を監督職員に提出すること。
- (4) 薬剤の輸送等は、容器の破損等に留意し適切に取り扱うこと。
- (5) 散布区域が住宅地等に隣接しているため臭いが少なく、また、マツノマダラカミキリ以外への影響の少ない薬剤を選定すること。
- (6) その他必要事項については監督職員の指示によること。

周知看板

お願い

松くい虫防除のため、薬剤散布作業を行います。

散布当日は林内への立入を禁止しますので、ご迷惑をおかけしますが
ご協力よろしくお願いたします。

地上散布日（散布日【予備日】）

1回目 令和〇〇年〇〇月〇〇日 【〇〇月〇〇日】
2回目 令和〇〇年〇〇月〇〇日 【〇〇月〇〇日】
3回目 令和〇〇年〇〇月〇〇日 【〇〇月〇〇日】

事業名 安宅林国有林外松くい虫防除事業

事業期間 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日
至 令和〇〇年〇〇月〇〇日

発注者 石川森林管理署
TEL 076-261-7191

請負者 △△株式会社
代表取締役 □□ □□
TEL □□□□-□□-□□□□

現場代理人 □□ □□

標識の大きさ：縦80cm以上×横50cm以上

別紙 2

地上散布 周知看板及び交通誘導員 数量

種別	安宅林国有林		浜山国有林
	1、2回目	3回目	1、2回目
①周知看板	12箇所	6箇所	2箇所
②安全誘導員	9人	6人	—
③交通誘導員 (散布車前後)	2人	2人	—

- ※ 1 ①周知看板については、地上散布の1週間前から設置すること。
また、看板の処分は乙の負担により行うこと。
②交通誘導員については、散布開始から散布完了後2時間後まで配置すること。
なお、周知看板及び交通誘導員の設置・配置箇所は別紙図面1-1・1-2・2のとおり。
- ※ 2 ③交通誘導員（散布車前後）については警備員等の検定等に関する規則
（平成十七年国家公安委員会規則第二十号）第二条に基づく検定合格警備員
を1人以上配備すること。
- ※ 3 ③交通誘導員（散布車前後）の選任に関しては、作業実施の1週間前まで
に監督職員あてに報告することとし、検定合格警備員の合格証の写しも併せ
て提出すること。また、検定合格警備員は作業実施日には合格証を携帯する
こと。